

資 料

(給付付き税額控除)

目 次

・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）	1
・ 抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）	2
・ 税制を活用した給付措置等の国際比較	3
・ アメリカにおけるいわゆる「給付付き税額控除」制度の概要	6
・ イギリスにおけるいわゆる「給付つき税額控除」（イメージ）	7
・ 米国及び英国における、給付付き税額控除の過誤・不正受給の例	8
・ カナダにおける G S T クレジットの概要	9

所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 13 号)(抄)
(平成 21 年 3 月 31 日 公布)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第 104 条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010 年代（平成 22 年から平成 31 年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第 1 項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月

政府税制調査会

第2 各論

1. 個人所得課税

(7) いわゆる「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。

他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。

税制を活用した給付措置の国際比較(未定稿)

(2009年1月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
制度名	勤労所得税額控除	子女税額控除	就労税額控除	児童税額控除	児童手当	雇用のための手当
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年
導入の目的	○ 低所得者に対する社会保障税の負担軽減 ○ 勤労意欲の向上	○ 子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減	○ 低所得者に対する支援 ○ 勤労意欲の向上	○ 子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援	○ 最低限必要な生計費の保障	○ 雇用の創出・継続の支援
対象者 (適用要件)	○ 低所得勤労者(投資所得が3,100ドル(約32.6万円)を超える者は対象外)	○ 17歳未満の子供を養育する者	○ 16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者 ○ 25歳以上で、週30時間以上就労している者 等	○ 原則16歳未満の子供を養育する者	○ 原則18歳未満の子供を養育する者	○ 低所得勤労者
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫	公共財政総局
給付額 (控除税額)	○ 夫婦2人の場合、勤労所得の40%(上限5,028ドル(約52.8万円)) ○ 勤労所得が一定額を超えると減額	○ 子供1人当たり原則1,000ドル(10.5万円) ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦2人の場合、最大4,305ポンド(約81.8万円) ○ 所得が一定額を超えると減額 給付額の減額措置は、就労税額控除及び児童税額控除を一体で計算	○ 夫婦2人の場合、最大4,715ポンド(約89.6万円)	○ 子供1人当たり1,968ユーロ(約29.7万円) ※ 子女控除(所得控除)と比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用 (中低所得者は児童手当、高所得者は子女控除が有利となる)	○ 夫婦2人の場合、勤労所得の7.7%に155ユーロ(約2.3万円)を加えた額(上限1,116ユーロ(約16.8万円)) ○ 勤労所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル＝105円、1ポンド＝190円、1ユーロ＝151円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成20年(2008年)6から11月までの間における実勢相場の平均値)。

税制を活用した給付措置等の国際比較(未定稿)

(2008年7月現在)

	オランダ					韓国
制度名	基礎税額控除	勤労税額控除	児童税額控除	複合税額控除	追加複合税額控除	勤労所得税額控除
制度導入年	2001年					2008年
導入の目的	○ 就労促進					○ 購買力の強化 ○ 就労促進 ○ 貧困対策
対象者 (適用要件)	全納税義務者	全ての給与収入者及び自営業者	以下の要件をすべて満たす世帯 ○ 18歳未満の子女を扶養する世帯 ○ 世帯総収入額が46,700ユーロ以下	以下の要件をすべて満たす者 ○ 勤労所得額が4,542ユーロ超の被用者または自営業者 ○ 12歳未満の子女を扶養する者	複合税額控除の対象者(ただし夫婦の場合、夫婦ともに対象者となる場合に限る)	以下の要件をすべて満たす給与所得者 — 18歳未満の子供を2人以上扶養している — 夫婦の合計年間所得額が1,700万ウォン(約186万円)未満 — 世帯として、住宅を保有せず、資産の合計額が1億ウォン(約1,092万円)未満
給付の仕組み	算出税額と社会保険料の総額から上記合計額を控除 (給付は行われない)					税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	租税関税総局					国税庁
控除税額 (給付額)	○ 夫婦2人の場合、4,148ユーロ(約66.8万円)	○ 夫婦2人の場合、最大1,443ユーロ(約23.2万円)	○ 夫婦2人の場合、最大994ユーロ(約16.0万円)	○ 夫婦2人の場合、112ユーロ(約1.8万円)	○ 746ユーロ(約12.0万円)	○ 夫婦2人の場合、勤労所得の10%(上限80万ウォン(約9万円)) ○ 勤労所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ユーロ=161円、100ウォン=0.103ドル(基準外国為替相場、裁定外国為替相場及び市場実勢相場:平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

税制を活用した給付措置の国際比較(未定稿)

(2009年1月)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度名	○ Earned Income Tax Credit (EITC) ○ Child Tax Credit (CTC)	○ Working Tax Credit (WTC) ○ Child Tax Credit (CTC)	○ Kindergeld (児童手当)	○ Prime pour l'emploi (雇用のための手当)
支給方法	○ 確定申告時に税額から控除 ○ 控除しきれない部分については、給付(小切手または口座振込み)	○ 毎月または毎週、銀行口座に全額を振込み	○ 毎月、銀行口座に振込み	○ 確定申告時に税額から控除 ○ 控除しきれない部分については、給付(小切手または口座振込み)
予算上の位置づけ	○ 税額控除部分については歳入減、給付部分については歳出として経理	○ アメリカと同様、所得税額見合いの部分については歳入減、所得税額を上回る部分については歳出として経理	○ 歳入減として経理	○ 税額控除部分については歳入減、給付部分については歳出として経理(ただし、給付部分については、税の還付と同様の取扱い)
執行機関	内国歳入庁	歳入関税庁	家族金庫	公共財政総局

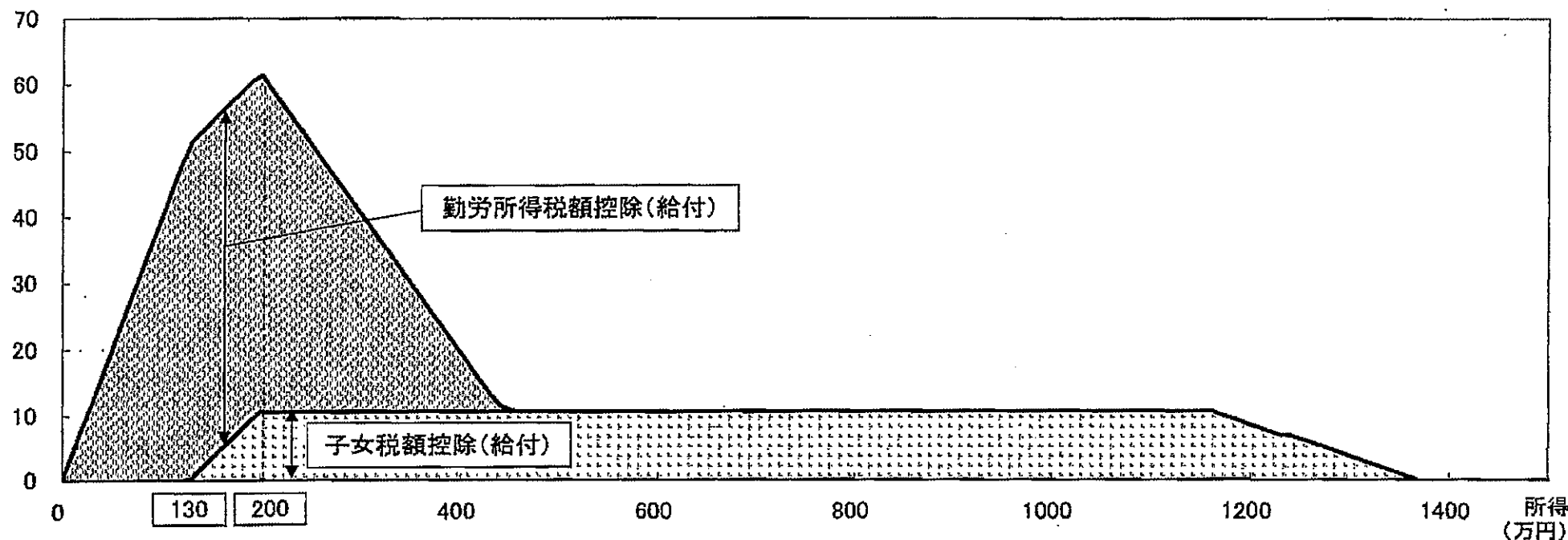
アメリカにおけるいわゆる「給付付き税額控除」制度の概要

(2008年7月現在)

- いわゆる「給付付き税額控除」とは、主に低・中所得者を対象として、所得の額等に応じた給付もしくは税額控除を行う制度。アメリカには、勤労所得税額控除(給付)と子女税額控除(給付)がある。
- 勤労所得税額控除(給付)は、低所得者に対する就労インセンティブ付与を目的とした給付制度であり、特に所得が一定以下の場合には、所得が増えるに従って給付額も増える(逆に、所得が減少すると、給付額も減少する)仕組みとなっている。
- 子女税額控除(給付)は、中所得者の育児支援を目的として、子供の数に応じた給付を行う制度。所得が一定以下の場合には、給付の対象とならない。

(参考) 夫婦子2人の給与所得世帯の場合のモデルケース

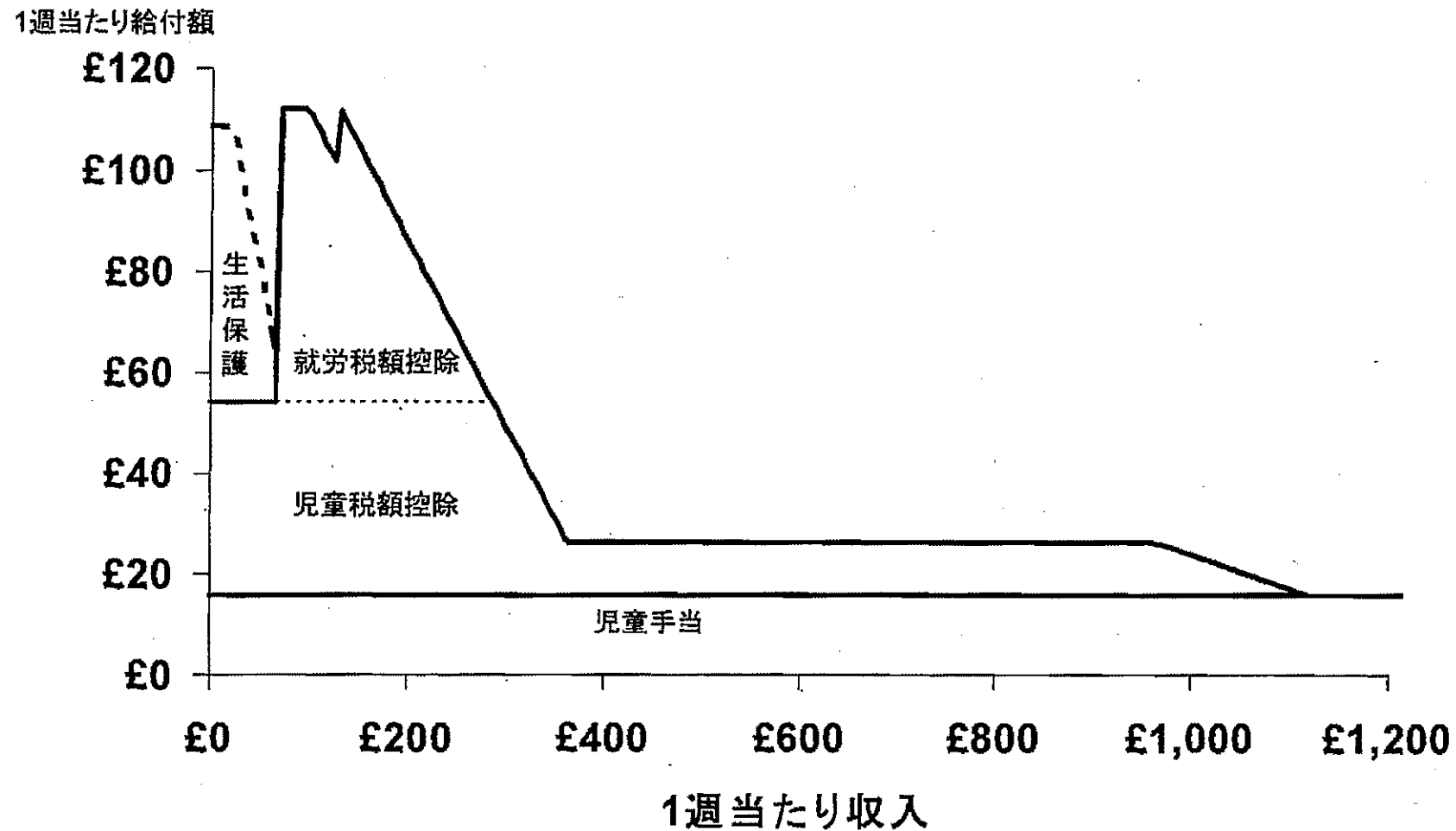
受益額(万円)



(注) 邦貨換算レート: 1ドル=106円(基準外国為替相場: 平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

イギリスにおけるいわゆる「給付つき税額控除」(イメージ)

(1週当たり給付額: 一人親(1歳以上の子ども1人)のケース)



(注) 1週当たり収入は、最低賃金で計算。就労税額控除の計算において、チャイルド・ケア費用はないものとしている。数値は2003年度。

(出所) イギリスIFS (The Institute for Fiscal Studies)

米国及び英国における、給付付き税額控除の過誤・不正受給の例

- 米国・英国では、給付額決定のための所得・家族構成等の適時適切な把握が困難であることや、申告件数が膨大であること等から、過誤支給や不正受給が大量に発生している旨、当局が公表している。
- 米国では、99年度において、勤労所得税額控除適用額全体(313億ドル)のうち、85～99億ドルの過誤・不正受給があったと推計されている。(米国財務省・内国歳入庁)
- 英国では、06年度において、就労及び児童税額控除額全体(182億ポンド)のうち、13～15.6億ポンドの過誤・不正受給があったと推計されている。(英国歳入関税庁)

【過誤・不正受給の具体例：米国】

- ・ 子女が「同居要件」を満たしていないにもかかわらず、同居していると偽って給付を受ける例。
(⇒勤労税額控除の子女上乘せ分を受給するには、当該子女と半年以上同居していることが要件)
- ・ 収入金額を実際よりも多く(少なく)申告して、より多額の給付を受ける例。
- ・ 結婚しているにも関わらず、独身者や独身世帯主として申告を行い、給付を受ける例。
(⇒結婚している者については、夫婦合算申告を行っている者のみ勤労税額控除が受けられることとされている)

等

【過誤・不正受給の具体例：英国】

- ・ 配偶者の収入金額を実際よりも低く申告して、給付を受ける例。
- ・ 収入金額を実際よりも多く(少なく)申告して、より多額の給付を受ける例。
- ・ 扶養児童の数や年齢等を偽って申告し、多額の給付を受ける例。
(⇒実際に存在しない多数の児童を扶養対象として申告した例も)
- ・ 就労時間を実際よりも多く(少なく)申告して、より多額の給付を受ける例。

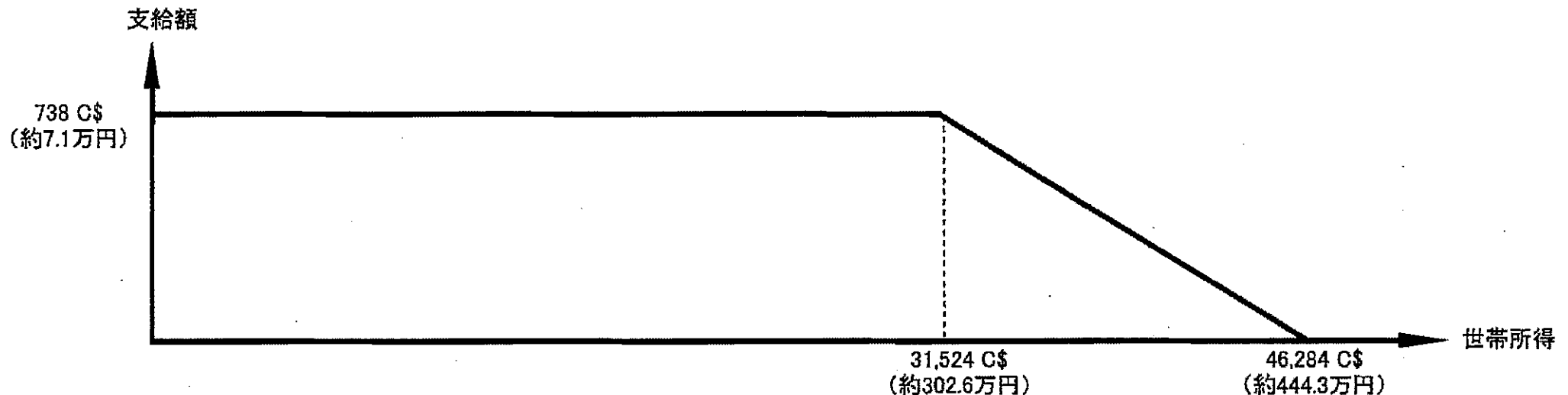
等

カナダにおけるGSTクレジットの概要

(2009年1月現在)

- カナダにおけるGSTクレジットは、低・中所得世帯の付加価値税(GST: Goods and Services Tax)負担の軽減を目的とした直接給付制度であり、所得が一定額を超えると給付額が減少する仕組みとなっている。なお、給付の額と実際のGST負担額とが連動しているわけではない。
- 給付額は、本人分及び配偶者分:各242 C\$(約2.3万円)、扶養子女分(18歳以下):1人127 C\$(約1.2万円)。
- 給付の適用を受けようとする者は、申請書に本人と配偶者の社会保険番号、夫婦の合算所得、及び扶養子女の人数等を明記し、税務当局に申請しなければならない。
- 支給は、歳入庁により、定額の小切手または銀行口座振込みの形で年4回行われている。

(参考)夫婦子2人の場合のモデルケース



(注) 邦貨換算レート: 1カナダドル(C\$) = 96円 (裁定外国為替相場: 平成20年(2008年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。